

令和4年12月21日 岡山市地域公共交通会議

岡山桃太郎空港シャトル便運行計画案に係る書面審議結果

議決権を有する委員からの回答

- ・このままの運賃で承認する 8名
- ・運賃を承認の対象から外す 1名

議決権を有しない専門員からの回答

- ・このままの運賃で承認する 5名
- ・運賃を承認の対象から外す 0名

書面審議でのご意見・回答一覧

| NO. | 意見者 | 質問・意見 |
|-----|-----------------------|--|
| 1 | 岡山市地域 公共交通会議 会長 | 利用者のニーズを十分に監視してください。 |
| 2 | 岡山運輸支局 | 空港内に当便専用の乗降場所を確保しているのでしょうか。 |
| 3 | 岡山県タクシー 協会 | 岡山空港での発車バースの確保の記載がないため、岡山空港管理事務所と協議し、適切な場所での対応ができるようにしていただきたい。 |
| 4 | 岡山県タクシー 協会 | 運行内容の運賃について おかやま愛カード割引も追加で検討していただきたい。 |

(裏面に続く)

| NO. | 意見者 | 質問・意見 |
|-----|---------|---|
| 5 | 岡山県バス協会 | <p>・多様な移動手段により利用者の利便向上に繋がるのであれば、公共交通全体として有意義であると思われます。</p> <p>・一方で需要の程度や運賃の根拠が示されておらず、事業として成り立つのかという懸念もあります。事業性について判断できるものではありませんが、運行の頻度、利用者数によっては、単に安価なタクシーになってしまうのではないかと危惧されます。</p> |
| 6 | 岡山県バス協会 | <p>(NO.5の続き)</p> <p>また、運賃の協議について、岡山市において交通計画に組み入れるなど市の交通体系のひとつとして位置づけられ交通会議に提案されるのであれば、その責任は岡山市にあると考えられますが、一民間事業者の営業施策としての運賃を交通会議で判断することは運賃設定にかかる責任の所在が曖昧になることから疑念を抱かざるを得ません。</p> <p>制度の問題として、民間事業者の営業施策としての運賃は行政庁が判断されるべきものであり、協議運賃として交通会議に判断を委ねられることは、その責任において交通会議に過大な負担がかかるものと思われます。</p> <p>このため、この案件に係る運賃に関しては承認の対象とすべきでは無いと考えます。</p> |